

試験問題の見直し（民法・経済学・会計学）について

昨年6月に公表した「不動産鑑定士試験実施の改善について」の別紙「試験問題の見直しについて」において、民法・経済学・会計学については、平成29年不動産鑑定士試験から必要な見直しを行うこととしていました。

見直しについての検討の結果、これらの3科目については、大学等における授業や市販の参考書などにより学習の機会が広く確保されていること、実務的な知識や実務経験を有さなければ解答が困難な問題の出題は特段見られないことから、学生等の特定の受験者が不利となる要素は少ないと考えられるため、現行の出題内容を基本的には継続することとします。

ただし、受験者にとって受験のための学習が過度の負担とならないように、出題にあたっては、以下のような点に留意することとします。

- ・ 問題の一部を空欄補充問題とすること（民法を除く）や、設問を小問に分けて出題することなどにより、学習で身につけた基礎力や応用力を幅広く確認できる出題構成とする。
- ・ 民法については、解答にあたって参照すべき条文を試験問題に掲載するとともに、権利関係が過度に複雑な事案の出題を抑制する。
- ・ 経済学については、高度な数学の知識を必要とする問題の出題を抑制する。